

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

広島県人事委員会規則第五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部本庁の項職の欄中「国保県単位化推進担当課長」を「子供未来戦略担当課長」に改め、同表教育委員会の部中

課 参						
県立学校改革担当課長 与						
幼児教育担当課長 長						
セ セ ナ タ 一 長 与						
部						
乳幼児教育・教育支援部長						

別表第二イの表を次のように改める。

職務の級	区分	管 理 職 手 当 の 額		
三 級	四 級	五 級	六 級	七 級
六 種	五 種	四 種	四 種	三 種
三万五千円	四万円	五万円（地方機関の次長等の職を占める職員にあつては四万円）	八万二千五百円（地方機関の次長等の職を占める職員にあつては七万五千円）	十万七千五百円
		七万五千円（人事委員会が別に定める職を占める職員に限る。）		十三万円

この人事委員会規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則